

市議会だより

平成28年5月1日

編集・発行 島原市議会だより編集委員会
島原市上の町537番地

TEL 62-8027/FAX 64-6588

ホームページアドレス<http://www.city.shimabara.lg.jp/gikai/>



島原市の将来を担う高校生が議員となり質問する「がまだす高校生議会」を開催

平成二十八年 三月定例会

行財政の見直しと経費削減を行うため、
総額八百十五万円を削減する修正動議を可決し

平成二十八年年度島原市 一般会計予算を修正可決

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員及び
農地利用最適化推進委員をそれぞれ十九名とする

農業委員会の委員及び農地利用 最適化推進委員の定数を定める 条例を可決

おもな内容

がまだす高校生議会を開催	二ページ
市政一般質問	四ページ
委員会活動	十一ページ
委員会行政調査報告	十六ページ
平成二十八年三月定例会の概要	二十一ページ
会期日程	二十一ページ
三月定例会付議事件	二十二ページ



QRコードから、過去の議
会だよりも御覧頂けます。

「島原市がまだす高校生議会」を開催

島原市議会では、選挙権年齢の18歳以上への引き下げに伴い、去る3月18日、市議会議場で「がまだす高校生議会」を開催しました。

議長の小林正人さん（島原工業高校）の進行により本会議が進められ、それぞれの高校の特色を生かした高校生らしい視点での意見や質問がなされ、市の取り組み状況や考えなどの答弁を引き出していました。

各高校からの代表質問の後、副議長の松本清花さん（島原農業高校）が提出者となり、将来の島原への思いをまとめた意見表明書が上程され、高校生議員全員の賛成で可決し、古川市長へ手渡しました。



市内の各高校から選出された20人の高校生議員と、代表質問の一部をご紹介します。
※並びは質問の発言順、学年は開催時のものです。

○島原高校 「島原市の創生総合戦略における教育の充実について」

岩本 由佳（2年） 本田 野乃風（1年） 廣瀬 右京（2年） 三宅 史穂（1年）

Q：ふるさと納税の使途にある「学力向上のための事業」とは。

A：市独自の学力調査や、学習問題配信サービスの活用、先進地の講師による教職員を対象とした講演会などに活用していく予定である。

Q：新たな奨学金制度の創設とは、どのような内容でいつから始まるのですか。

A：卒業後、島原市に居住して就職した場合には返済金額を減免できるような奨学金制度を検討している。

○島原特別支援学校高等部 「島原特別支援学校高等部生徒の将来の進路について」

安達 正広（2年）

Q：知的障がいのある方の就労の場を増やしてほしい。

A：企業側の理解や受け入れ態勢の整備、島原市自立支援協議会での取り組みなど地域全体でサポートし、自立した生活が送れるようまちづくりに努めたい。



○島原商業高校 「島原の再生について」

湯川 奏（2年） 金澤 麻衣（2年） 笹田 梨乃（2年） 松崎 菜々子（1年）

Q：島鉄を利用する高校生に通学補助をすれば遠方からの生徒がふえるのでは。

A：現在、市の補助はないが、1カ月の定期代から1万6千円を引いた残りの4分の1を支援する県の補助金（全日制、12km以上）がある。

Q：災害記念館で「島商ッ」をオープンできますか。

A：過去に島原商業高校が手掛けた商品を販売した事例もあるので検討したい。

○島原高校定時制 「市内のごみの分別・出し方・回収等の現状、ごみ出し場所への金属製ごみ入れかご設置のお願いについて」

堀口 堇（1年）

Q：集積場所の家庭ごみがカラスや猫などに荒らされていることがある。島原は美しい街だと胸を張って言えるような対策や改善を考えていますか。

A：町内会等へクリーンボックスやネットの貸し出しをしている。ごみの散乱被害がある集積場所は、現状を確認して対応していく。

○島原中央高校 「島原市の活性化について」

甲斐 仁武（1年） 末永 紗菜（2年）

Q：ふるさとで安心して子育てができるよう、小児科医療を充実させてほしい。

A：島原病院や開業医の協力をいただきながら充実に努めていきたい。



○島原農業高校 「島原市の農業後継者育成の取り組みについて」

永友 泉美（2年） 五島 雄貴（1年） 佐原 龍一朗（1年） 松本 清花（2年）

Q：就農を希望する若者を他県に逃さないよう、魅力ある後継者育成の取り組みは。

A：多くの農業者の所得が1,000万円以上となるよう支援していきたい。「格好良く、感動があつて、稼げる3K産業」を目標に取り組んでいる。

Q：若い農業者への各種資格の取得費用助成や海外農家研修などの取り組みは。

A：国際農業者交流協会が実施する海外農業研修、県立農業大学校でのオーストラリアへのホームステイ研修や農業法人等への研修費用の助成制度がある。

○島原工業高校 「観光の活性化について」

小林 正人（2年） 松本 誠（2年） 溝口 廉之介（2年） 田中 武冨士（1年）

Q：島原城などで江戸時代にタイムスリップしたような宿泊体験はできないか。

A：宿泊施設とするにはいろいろな要件があるが、積極的に検討したい。

Q：「しまばらん」を「妖怪ウォッチ」に出演させることができれば知名度がアップし、全国の方が島原に興味を持ってもらえるのでは。

A：実現できるように積極的にPRしていきたい。

市政のそこば聞きたか!!

一般質問

3月定例会で12人が古川市政を

問う!

掲載している内容は、3月4日から3月9日に行われた市政一般質問の要旨です。詳しい内容については会議録をご覧ください。

会議録は、議会事務局、情報公開室のほか市内各公民館や図書館でもご覧いただけます。

市議会ホームページでは、会議録の閲覧や検索、議会中継（生放送・録画放送）を見ることができます。



島原市議会ホームページ <http://www.city.shimabara.lg.jp/gikai/>

▼市庁舎建設について



平成会
本多 秀樹
議員

Q 現在の進捗状況と今後のスケジュールはどうなっているのか。

A 平成二十七年年度中に基本設計を完了し、二十八年年度は実施設計を行い、その後、移転工事や解体工事に約一年間、新庁舎の建設工事に約二年間を見込んでおり、三十二年度から新庁舎での業務を開始したいと考えている。

Q 仮事務所への移転計画と経費についてはどうか。

A 市民の利用の多い窓口関係部署を既存の新館に集約するほか、有明庁舎などの公共施設を仮庁舎として活用し、市民の利便性が低下しないようにしたい。仮事務所への移転時期は平成二十九年五月頃を予定しており、経費として二十八年度は約一億九千五百万円を予算計上している。

Q 設計案では川床デッキの設置が提案されているが、設置後の活用方法や管理などを考えた場合、費用対効果はどうなのか。また、市民が集えるような大手広場の再開発計画もあるようなので、新庁舎はシンプルで庁舎機能が果たせればよいと考えるがどうか。

A 川床デッキは新庁舎二階に設置

し、大手広場と一体的に利用できるもので、駐車場に接続する東西の階段は緊急避難時にも活用する計画である。この特徴的な川床デッキは設計プロポーザルでも高く評価された部分であり、これを生かした設計で進めていきたい。

▼新年度当初予算について

Q 長年の懸案となっている船津地区の高潮対策事業についてはどうか。

A 有馬船津下の内海については、平成二十八年度で排水ポンプ場整備に係る公有水面埋立の申請、緊急車両が通れる防災道路の用地確保等を予定しており、三十年度の完成を目標にしている。

▼扶助費について

Q ①国の制度に基づくもの、②市独自の施策として実施しているものにはどのようなものがあるのか。

A 新年度予算の主なものとして、①子どものための教育・保育給付費約二十一億六千七百万円、障害者自立支援給付費約十三億四千六百万円、生活保護費約九億九千万円、児童手当約七億四千九百万円、児童扶養手当二億八千万円などがある。②福祉医療費約一億九千三百万円、就学援助費約四千五百万円、高齢者福祉交通機関利用助成事業費二千六百万円、ねたきり老人等介護見舞金約一千万円などがある。



チームⅠ
中川 忠則
議員

▼消滅可能性都市からの脱却のための意識改革について

Q 島原・熊本間に海底トンネルを掘り、熊本に通動できるようにすれば若い世代が残りやすいと思うがどうか。

A ダイナミックな発想はまちづくりが必要と思っている。長期的な展望や視点で大胆かつ斬新な提案ができる人づくり、組織作りに努めていきたい。

Q 市職員を先進的なIT企業に派遣する研修事業の内容と目的は何か。

A 若手の職員を東京の複数の企業に一週間程度派遣する。民間のスピード感や経営判断を垣間見ること、業務に生かすとともに将来的な協働に向けた企業との関係性を構築したい。

Q 幸田町とのものづくり・青い目の人形の交流事業をどう考えているのか。

A 幸田町の企業立地監にきていただき、また東海・関東地区でも企業のマッチングを進めていただいている。青い目の人形による交流も進み、姉妹都市を目指して進めていきたい。

▼十八歳選挙権に対応した周知について

Q 高校生が平日に期日前投票に行くのは、公の欠席になるのか。

A 文部科学省の指針によると公の欠席にはならないとなっている。

Q 高校生の政治活動への参加はどこまで許されるのか。

A 選挙期間以外は誰でもできるが、候補者のパンフレットを配布した場合など選挙違反になる事例があるので注意が必要である。

▼小・中学校の学力向上について

Q 学力向上対策事業はどのようなことを行っているのか。

A 小学校一年生を除く全学年で学力調査を実施し、学力向上対策を図っている。

▼二重納付について

Q 後期高齢者医療保険で納付書と年金天引きで二重納付が発生しているが、防ぐ手だてはどのように考えているのか。

A 口座振替を申し込まれた場合、手元に残っている納付書で再度納付され二重納付になる場合があるので検討が必要だと考えている。



実践クラブ
馬渡 光春
議員

▼しまばら湧水について

Q 島原の湧水は市の中心街に多く湧き出ていることが特徴だと言われているが、湧水場所の調査、登録をするべきだと思うがどうか。

A 水の都として、まち・ひと・しごと創生総合戦略でも湧水をイメージしたまちづくりを目指しており、湧水の全体的な把握は必要だと考えている。

Q 湧水に対する市長の思いと今後の利活用についてはどうか。

A ふるさと島原を代表する貴重な資源であり、清流のイメージには計り知れない可能性を秘めていると思っている。総合戦略の中でも湧水を島原のブランドとしてイメージアップする最前線に位置づけている。

Q 湧水の恵みや癒しを求めて島原に來られるような取り組みが必要だと思う。また、しまばらのステッカーやバッジを作成し、行事などあらゆる場面でPRしていくべきだと思うが。

A ふるさと創生への取り組みとして、市役所のみならず、市民と一緒に進めていくべきだと考えている。

▼水道事業について

Q 一月の記録的な寒波による被害状況とその後の対応はどうだったのか。

A 市が管理する水道施設には直接被害はなかったが、個人給水管が凍結し、破損や破裂の相談が水道課へ四百六十四件、給水工事指定店組合への修理依頼が千三百八十五件あった。給水管破損等による漏水への対応として、市指定の工事店で修理をされた方を対象に、水道料金の増額分（前年同月比）を減免することになっている。

Q 島原市の水道事業における危機管理体制はどうなっているのか。

A 島原市地域防災計画に基づき、自然災害等に対応するための危機管理マニュアルを策定しているが、訓練等は実施していない。

Q 窒素負荷低減対策への取り組みはどうか。

A 対策会議で取りまとめられた負荷低減計画に基づき、地下水汚染が進行しないような方策を講じており、全体的には減少傾向が見られる。

【その他の質問項目】

◆島原市プレミアム付き商品券・ふるさと旅行券事業について



新風会

本田

順也
議員

▼産業振興について

Q 漁業者の担い手育成や新規就労者への支援策はどのようなものがあるか。

A 県の事業を活用し、新規就労者を対象に、二年間の漁業研修における生活費等の支援を行っている。また市の制度により、新たに漁業協同組合の正組合員の資格を取得した人や取得して二年を経過した人を対象に奨励金を支給し、後継者の確保に取り組んでいる。

Q 農業就業者をふやす取り組みとして青年就農給付金の制度があるが、これは女性も対象になるのか。

A 現在、本市においては十二名の方がこの制度の対象になっているが、このうち一名が女性である。

Q 新規に起業すると、三年目ぐらいで資金繰りが難しくなる場合が多く、そのサポートができれば経営が改善できる事業所もあると思うがどうか。

A 商工会議所内にしまばら創業サポートセンターを開設しており、創業開始前から創業後五年以内の方を対象に、中小企業診断士などの専門支援員による無料相談を行っている。

▼地域活性化について

Q 人口減少により高齢化が進み、自治会、町内会活動も難しくなっている。自治会、町内会の枠組みを変える必要があると思うがどうか。

A 新たな地域コミュニティ組織づくりをまち・ひと・しごと創生総合戦略にも掲げており、二十七年度は、町内会、自治会を初め、各種団体を対象に先進自治体の事例紹介や視察などを実施した。このような取り組みをきっかけに、地域で活動するさまざまな団体の皆様に意見を出していただきながら、よりよい地域コミュニティづくりに努めていきたいと思っている。

▼半島三市による低炭素、循環、自然共生について

Q どのような事業内容なのか。

A 地域の未活用資源を利用した事業の実施を通じ、低炭素化及び過疎地域等で問題となっている産業の振興や雇用創出につなげようとするものであり、家畜ふん尿を利用した畜産バイオマス事業、間伐材を利用した木質バイオマス事業、太陽光発電で充電した電動レンタサイクル事業を行うものである。

【その他の質問項目】

◆消防団の操法訓練大会について

◆施政方針について



平成会

濱崎

志清
議員

▼マイナス金利の導入と はいつたい何なのか

Q 市への影響はどう捉えているのか。

A 市が地方債を発行する場合、より低利での借入が可能になる。市が負担する税金や水道料金、学校給食費等の口座振替手数料の上昇が懸念される。特定目的基金の財産の債券運用分については債券価格が上がっている。

Q 市内の商工業者や企業への影響はどのように考えているのか。

A 一般的に金利が下がれば設備投資等も促されて景気の下支えが期待できると言われている。業種によって金利変動に伴う影響があると考えている。

Q 地方銀行の合併が進む中、民間企業の希望退職者など、優秀な人材を市で確保し、産業振興の分野で活躍してもらいたいことが検討できないか。

A 社会人枠の職員を採用しているが、今後、優秀な人材が出てくる可能性もあるので活用する方法は必要だと思ふ。

▼観光の振興について

Q 市内観光組織の一元化に向け、戦略的な観光実現に向けた検討会議の進捗状況はどうなっているのか。

A 各団体が新組織に一本化することに合意しており、新組織の具体的な運営方法、体制等の議論を行っている。

Q 観光組織の一元化によるメリットとデメリットはどうか。

A メリットとして観光PR、観光施設の運営等を一元的に行うことにより、市内の観光ルートを面的に整備する環境が整う。新組織を通じて祭やイベントを定量的に分析し、開催のあり方など、より踏み込んだ議論ができることなどが考えられる。デメリットとしては経済合理性のみで判断し、島原の観光が縮小していくことがないようしなければならぬと考えている。

Q 島原半島観光連盟は平成二十九年を目途に一元化することだが、進捗状況はどうなっているのか。

A 現在島原半島に四つの観光協会があり、市は全て会員として加入している。半島が一体となった組織機能の充実が必要と考え、平成二十九年度の一元化を目途に協議を行っている。

【その他の質問項目】

◆島原城跡の県文化財指定について

◆十八歳の選挙権と主権者教育について



公明党
永尾 邦忠
議員

▼各種医療等の補助・助成制度やバリアフリー化について

Q 島原市内での人工内耳装用の状況と人工内耳や補聴器の電池交換等の助成の状況はどうか。

A 本市での人工内耳装着者は六名である。最初の人工内耳の装着手術や体外機費用は医療保険の対象となり、補聴器については、障害福祉サービスの補装具の対象品目として助成を行っている。電池交換費用の助成については、人工内耳、補聴器ともに助成の対象となっていない。

Q 平等に情報を与えることは市の責務でもあると思うが、電池交換の助成はできないか。

A 長崎県議会に、人工内耳の購入費や補聴器の電池代等に関する公的助成を求める請願が出され、全会一致で採択されている。県でも各市町の意見を集約しており、今後、県が中心となつて助成の内容を詰めていくことになるが、本市でも県との整合性を図りながら検討していきたい。

Q 県は円滑な相談業務を行うことを目的に、障害者手帳交付時に本人の同意を得ることで、障がい者相談員に個人情報を開示できる内容の通達を出していると思うが、本市の状況はどうか。

A 障がい者相談員への個人情報の開示について、障害者手帳取得者に対し承諾の有無を確認していないため、手帳取得者の情報を相談員に開示していない。相談員の活躍は障がい者の方の社会参加や自立を促すことにつながるため、個人情報の提供の確認について今後検討したい。

Q 胃がんリスクを減少させる方法としてピロリ菌検査があるが、中学三年生を対象に市で実施できないか。

A 検査方法が複数あるため、検査費用や他市の状況を見ながら検討したい。

▼公共交通について

Q 平成二十七年度に実施した乗り合いタクシーの実証運行では、事業収支としては厳しい内容となったが市民の足の確保として大事なものだと思う。今後の公共交通をどう考えるか。

A 他市では地域住民、交通事業者、福祉事業者等が複合的に公共交通を実施している事例もあるので、島原市に合ったものを検討していきたい。

【その他の質問項目】

◆施政方針と新年度予算について



バラの会
松坂 昌應
議員

▼島原城のある島原

Q 県文化財に指定された島原城の価値について市長の考えを聞きたい。

A 文化財的な価値が認められ、観光都市島原として、今後さらに価値が高まっていくことを期待している。

Q 島原城を周回する歩道を道路の内側（堀側）にまとめれば現状の危険な動線を解消できると思うがどうか。

A 歩道としての危険性を危惧している。築城四百周年事業等に向けて、電線の地中化等も含めて検討したい。

▼教育を重んじる島原ではなかったのか

Q 十二月に和解を受け入れた東京学生寮の裁判の意味は。また、謝罪と反省はどのように表明するのか。

A 入寮者、保護者の皆様に大変御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げたい。和解内容は、入寮生及び保護者に対し廃止に至る市の対応に反省すべき点があったことを認め謝罪するというもの。また、島原市は信義に従って誠実に行政手続きを行い、当事者の

権利、利益への配慮を怠ることがないよう努めることを約束するという和解条項があり、今後教育委員会として行政手続きについて十分な事前説明を行うなど、誠意ある対応に努めたい。

Q 卒業謝恩会が派手になってきていることについて、①市長、②教育委員会はどう思っているのか。

A ①質素でも真心が通うような立派な卒業式など、色々な形があつていいと思う。②謝恩会については小学校九校のうち七校が開催している。主役は子供たちであり、改めて謝恩会の開催目的を確認し、学校施設内で行うなど、できるだけ費用がかからないような働きかけを学校と協力して続けていく。

▼島原市はヨソと一緒である必要はない

Q 市職員の給与は国の人事院勧告に基づいて改定しているということだが、条例で定める給与であれば、市独自に民間事業所を調査して、地域に合った給与とすべきではないのか。

A 人事院と県人事委員会が合同で調査を行っており、本市の人口規模で独自調査の実施は難しいと考えている。

【その他の質問項目】

◆湧水のまち島原

◆市民の声を聞く市長、市役所



バラの会

本田 みえ
議員

▼資源ごみの再利用について

Q 五島市においてプラスチックごみから油を生成する環境省の実証実験が行われた。島原市でも油を生成できればごみの運搬コストも掛からず環境に優しいと思うがどうか。

A 五島市でのモデル実証事業が今後評価されるとのことであり、島原市でも取り組みが可能か研究したい。

▼観光名所の一つとして の芝桜公園

Q 芝桜公園の現在の取り組み、運営の状況はどうなっているのか。

A NPO法人芝桜公園をつくる会により管理運営が行われている。会の運営は、会費、寄附金、協力金等で賄われており、除草や植栽活動については、一年間で二十四回、二千八百五十二名のボランティアが参加されたと聞いている。

Q 管理にはある程度安定した労働力を確保することが大切であり、それにより芝桜公園が観光名所として発展が

見込まれると思うが、人件費についての補助はできないのか。

A 多くの観光客に来ていただいていることは十分認識している。行政としても島原の観光資源として協力したいと考えるが、そのためには目的や費用対効果などを明確にしなければならぬので、関係団体等を含めて問題点を整理する必要があると考えている。

▼高齢者がいきいきと輝くまちづくりについて

Q 島原城のシルバー人材センターへの委託料について、十二月議会で精査すると答弁があったが、結果はどうなったのか。

A 平成二十八年度の業務委託契約を行う中で、発注者と受注者との協議により、平成二十七年年度の収支を見ながら調整中と聞いている。

Q シルバー人材センターの委託料について、定期的な見直しをする必要があると思うがどうか。

A 島原市シルバー人材センターが単独でどこまでできるかは不明だが、高齢者が社会に参画するという意味から協力やお願いはできる。

【その他の質問項目】

◇コミュニティバスの試験運行について

◇和服の活用について



バラの会

楠 晋典
議員

▼雲仙・普賢岳噴火災害から二十五年

Q 雲仙・普賢岳噴火災害を風化させないため、市ではどのような取り組みがされているのか。

A 六月三日をいのりの日と定め、献花所の設置、半旗の掲揚や午後四時八分にはサイレンを吹鳴して市民に黙祷を呼びかけている。小・中学校では、いのりの日集会を実施し、被災された方からの講話や児童・生徒による学習発表などを行っている。今後も噴火災害を風化させることなく、後世に引き継ぐための取り組みを続けていく。

Q 災害を経験したことがない市民のために、雲仙岳災害記念館などの施設を有効活用できないか。

A 多くの市民が雲仙岳災害記念館に足を運んで欲しいと思っており、どのようなことができるのか、雲仙岳災害記念館と協議してみたい。

Q 防災力向上のために防災士の資格をもつ市職員を育成してはどうか。

A 地域防災力の向上のために大変重要なことだと考えている。

▼島原城周辺のこれから の可能性と方向性

Q 島原城跡が県の文化財に指定され、今後はいろいろな制約を受けることになると思うが、老朽化が進む島原文化会館、森岳公民館について今後の方針はどのように考えているのか。

A 既存の建物はそのまま活用してよいことになっているので、維持修繕をしながら大切に使用していきたい。

▼平成二十八年度施政方針について

Q 湧水をPRしている島原において、硝酸性窒素濃度が高い地域がある。原因の一つとして家畜排せつ物が考えられるが、どのような対策を行っているのか。

A 家畜排せつ物法に基づき、県などの関係機関と連携し、現地調査など適正な指導を行っている。また、市独自の対策として、窒素負荷低減対策推進会議を設置してモニタリング調査を行っている。

【その他の質問項目】

◇NHKのご自慢の会場は島原復興アリーナでは

◇若手職員の企業派遣研修事業とは
◇創業希望者支援 廃業を余儀なくされようとしている事業所とのマッチングとは



市民平和の会
草野 勝義
議員

▼日本国憲法を尊重した 施政方針について

Q 施政方針には平和についての文言がないようだが、本市でも日本国憲法の理念を尊重する姿勢を見せてほしいと思うがどうか。

A 憲法第十三条には生命、自由及び幸福追求に関する権利の保障、第二十五条には生存権の保障が規定されていることを念頭に市政を運営している。

Q 市長としての三年間の成果をどのように認識しているのか。

A 「市民目線に立った、オンリーワンの島原市を目指して」をスローガンに掲げ、力を入れた事項をマニフェストや施政方針で示し、就任以来三年間、市民目線で市政の諸問題に取り組んできた。これからも、人口減少の克服や地方創生という大きな課題に、市長として全身全霊を傾注し、取り組んでいきたい。

▼労働者保護を重視する 施策と若者の雇用拡大

Q 新庁舎建設の業務は多忙なため、

専属の部署にすべきと思うがどうか。

A 現在、庁舎建設準備室は総務課長が室長を兼務し、事務職員と建築技師は通常業務を兼務した組織となっているが、今後は、業務の進捗に合わせた組織の編成を考えている。

Q ふるさと納税が増えており、業務の外部委託をすべきだと思うがどうか。

A お礼の品の発注、発送業務については民間のノウハウを活用できと思うので、平成二十八年度当初予算でふるさと納税業務を外部委託するための経費を計上している。

Q 若者の雇用拡大と正社員への転換、待遇改善対策にはどう取り組むのか。

A 企業立地促進・雇用創出事業により雇用拡大に取り組んでおり、二十八年度からは市内に居住する新規学卒者を雇用した事業所に対しても支援制度を設けている。正社員転換や処遇改善の対策については、国の制度として、有期契約労働者の方を正規雇用へ転換された場合のキャリアアップ助成金等の制度がある。

【その他の質問項目】

◆安心できる介護サービスについて

◆島原市の教育について

◆福祉交通の利用促進について

◆島原病院内に金融機関ATMを



庶民の会
林田 勉
議員

▼地域の足「乗り合いタクシー」の運行実現を

Q 昨年十月下旬から本年二月まで実証運行された乗り合いタクシーについて、利用者の多くの方から継続を希望する声があつている。今後、本格運行に移行する考えはあるのか。

A 高齢者の足を守ることは地方自治体として大事なことで、どのような方法で実現できるのか、前向きに検討していきたい。

▼先手必勝「企業版ふるさと納税」の準備を

Q 制度開始と同時に対応できるように準備をお願いしたいが、企業版のふるさと納税は企業にとってどのようなメリットがあるのか。

A 国の認定を受けた地域再生計画の中の地方創生事業に対して企業が寄附を行った場合に税の優遇措置を受けることができる制度である。企業の実質的な負担は寄付額の約四割となり、税負担の軽減効果が二倍に拡大されるほか、企業のイメージアップが図られるといったメリットがある。

▼国民健康保険の医療費 減少は予防効果の表れか

Q 近年の療養給付費の推移は。

A 平成二十六年度決算では十二年ぶりに前年度を下回り、決算額は約四十八億円、対前年度比で約一億八千万円の減となった。特定健診を初め、特定保健指導、介護予防事業、各種検診事業、ジェネリック医薬品の推進など、継続して医療費の適正化に取り組んできた成果だと理解している。

▼がんばる若者の応援

Q 地域おこし協力隊について、いい意味での「よそ者目線」、「変わり者目線」が地域に刺激を与えたいと思うので、積極的に採用するべきではないか。

A 国は地域おこし協力隊をふやしていく方針であり、費用も国、県が三年間負担をするので、市としても移住促進のモデルとして積極的に活用したいと考えている。今後もよそから来る若者やこだわりを持った方々を隊員としてふやしていきたい。

【その他の質問項目】

◆「しまばらん」の活用について

◆島原独自の食を生かしてまちの活性化を

◆ハッピーカフェ、めぐりあい事業について



実践クラブ

北浦 守金
議員

▼地域高規格道路「島原道路」について

Q 平成二十七年度の事業計画の進捗状況と予算の執行状況はどうか。

A 再検討されたルート帯にかかわる地権者の方々への測量同意のための説明会を県とともに五回開催している。また、今年からは県と市が一緒に戸別訪問を行いながら測量の同意に努めている。予算の執行状況は、県に確認したところ、一億八千万円のうち約一億円が測量設計の費用として契約済みであり、残りの八千万円は、平成二十八年度に執行予定とのことである。

Q 道路整備は地権者の協力があつて前に進むので、ルート帯は変更すべきではなかったと思う。ルート帯を変えたことによってさまざまな問題が発生し、その問題を解決するために時間を要しているのではないのか。

A 事業が進まない理由として、ルート帯の変更などが考えられるが、今後とも県と一緒に、誠心誠意、理解を得る努力をしていかなければならないと思っている。

▼公共施設管理と今後のあり方について

Q 建物に限定すると、市が管理する公共施設の管理費は年間どのくらいか。

A 大きなもので、小・中学校の校舎については約三億四千四百万円、市営住宅については約四千三百万円であり、七十九の公共施設の合計で約十四億二千万円かかっている。

Q 合併に伴い旧島原市と旧有明町に同じ目的の施設がある。維持管理には多額の経費がかかるが、今後どのように考えているのか。

A 第三者に入ってもらったとき、公平公正な意見を踏まえ、公共施設総合管理計画をつくり、削減するもの、維持するものを見極めていきたい。

▼軽度外傷性脳損傷・脳しんとうについて

Q 学校での軽度外傷性脳損傷、脳しんとうの状況と、発生した場合の対応はどうなっているのか。

A 平成二十五年度は四名、二十六年度は四名、二十七年度は現在報告はあっていない。脳しんとうなどが発生した場合の対応については、マニュアルをつくり、応急措置を行うとともに、状況に応じて病院に搬送したり、保護者に病院受診を勧めるなど、生命維持を最優先に対応している。



庶民の会

種村 繁徳
議員

【関連質問】

▼農業振興策について

Q 国が行う青年就農給付金については、農業への新規参入者が対象となっており、親元で農業を継ぐ就農者は対象となっていない。農業後継者育成のためにも、同様の対応をすべきだと思いませんか。

A 本市の基幹産業である農業の担い手の確保、育成は重要だと考えており、県内各市の農林部長会でも県に要望を行っているが、引き続き要望をしていきたい。

Q 青年就農給付金については、夫婦で新規就農をされた場合、奥さんが妊娠、出産、育児で農業に従事できない期間は給付金の対象とならない制度となっている。これは島原市が進める「ことん子育てにやさしいまちづくり」の考えに反しており、制度を見直すべきだと思いませんか。

A この制度の内容が人口減少社会への取り組みと矛盾するように感じるのので、そのような趣旨を盛り込むことができないか、要望活動として取り上げてみたい。

市議会からのお知らせ

インターネットで島原市議会会議録と会議のライブ・録画放送がご覧になれます。

市議会での審議内容や市政に対する一般質問の内容などを市民の皆様にも広くお知らせするため、市議会ホームページに会議録を公開しております。

ことばや発言者など、さまざまな方法で検索できますので、ご活用ください。

また、ケーブルテレビジョン島原ではインターネットで市議会のライブ・録画放送が行われておりますので、ぜひご覧ください。

島原市議会ホームページアドレス <http://www.city.shimabara.lg.jp/gikai/>

市議会ネット配信（ケーブルテレビジョン島原） <http://gikai.shimabara.tv/>

委員会活動

3月9日の本会議で付託された議案について、総務委員会（3月10日）、産業建設委員会（3月11日）、教育厚生委員会（3月14日）及び予算審査特別委員会（3月16日）を開き審査しましたので、概要をお知らせします。

総務委員会

付託された議案十件を審査しました。

○第一号議案島原市行政不服審査会条例、第六号議案島原市行政手続条例の一部を改正する条例、第七号議案島原市情報公開条例の一部を改正する条例及び第八号議案島原市個人情報保護の保護に関する条例の一部を改正する条例は、行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の整備を図るため、条例を新たに定め、また条例を改正しようとするものであり、関連があるため一括して審査を行いました。

【質疑】これまでも不服申立はあっていると思うが、どういう部署が多いのか。これまでの実績や事例はどうか。

【答弁】不服申立は過去十年間で十件程度あり、平均すると年に一、二件程度である。多いのは税関係である。不服申立が出されると担当職員はその資料作成等の対応に追われて通常業務ができなくなってしまうので、不服申立が出されないように市民への説明責任を果たすことが重要である。

【質疑】行政の決定に対する不服を審査してもらうのに、審理員は市役所の部長職、行政不服審査会のメ

ンバーを選ぶのも行政となっているが、市民の立場から公平性は担保されるのか。

【答弁】審理員はその案件に直接関係のない部長になる。行政不服審査会の場合は市が五名の委員に委嘱をする予定だが、これは行政とは関係のない第三者機関として捉えている。この行政不服審査会の答申を受けて市長が裁決をするが、それに対して不服があれば裁判をすることになる。

このほか、行政不服審査会のメンバー、不服申し立てができる業務等について質疑がなされ、採決の結果、第一号議案、第六号議案から第八号議案については原案のとおり可決することに決定しました。

○第二号議案 島原市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

消費者から事業所に対する苦情の相談に応じるため設置する消費生活センターの組織や運営について定めるため、新たに条例を定めようとするもの。

【質疑】相談したい方の中には来庁が難しい方もいると思うが、電話での相談体制はつくっているのか。

【答弁】現在、相談センターでは電話での相談もできる。また、全国でも電話勧誘の詐欺などが発生しており、国では電話番号「一八八（いやや）」にかければ消費生活

相談センターにつながるシステムになっている。

このほか、消費生活相談員の配置や業務時間等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第四号議案 市長及び副市長の給与に関する条例及び島原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

職員の不祥事に関する管理監督責任を明確にするため、市長及び副市長の給料を減額し、また、国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長及び市議会議員の期末手当を改定するため、この条例を改正しようとするもの。

【質疑】期末手当の率を上げることに関して、報酬等審議会に諮らなかったのはなぜか。

【答弁】特別職報酬等審議会は、第三者機関の意見を聞くことで、特別職の報酬、給料の額の改定について、公正を期するため設けられている。その審議会条例の第二条では、「議員の議員報酬の額及び市長、副市長の給料の額に関する条例を議会に提出するときは審議会の意見を聞く」という規定になっており、特別職の報酬月額と市長、副市長の給料月額の改定を行うときには審議会に諮っている。期末手当については、これまでも国家

公務員の改定に準じて改定しており、報酬等審議会には諮っていない。

このほか、一般職と議員、市長、副市長との支給率の差異等について質疑がなされ、原案のとおり可決することに決定しました。

○第五号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給与を改定するほか、地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするもの。

〔質疑〕改定後の期末・勤勉手当等の支給割合はどうなるのか。また、過去に最も高かった支給割合はどうか。

〔答弁〕平成二十七年度の改正により期末・勤勉手当が年間四・二分分となる。支給割合が一番大きかった時期は、平成三年当時の五四五月分である。

このほか、期末・勤勉手当の過去の経緯、管理職手当等について質疑がなされ、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十二号議案 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

長崎県市町村総合事務組合規約を変更するため、地方自治法第二百九十条の規定により議会の議決を経ようとするもの。

〔質疑〕長崎県市町村総合事務組合で共同処理をしている事務内容と職員数はどうか。

〔答弁〕共同処理している事務は、退職手当に関する事務、消防団員等公務災害補償等に関する事務、議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する事務、交通安全共済に関する事務、職員の研修に関する事務などを行っており、正職員は十四人である。

このほか、市町村総合事務組合で共同処理するメリット等について質疑がなされ、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十三号議案 島原市過疎地域自立促進計画の策定について

県の自立促進方針に基づき、過疎地域自立促進計画を策定することについて、議会の議決を求めようとするもの。

〔質疑〕今回の計画とふるさと創生総合戦略の関係、また策定の位置付けはどのようなものか。

〔答弁〕新たに後期五年間の計画を策定する必要があることと、昨年十月に策定した総合戦略の事業を盛り込んだ形で整合性を図るため、今回の計画を策定している。

このほか、国からの支援、長崎県内の過疎地域の指定状況等について質疑がなされ、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十四号議案 市町村建設計画の変更について

合併特例債を起すことができる期間が延長されたことに伴い、議会の議決を求めようとするもの。

〔質疑〕合併特例債について、法は五年間延長したが、この市町村建設計画を変更しなければ借り入れができないのか。

〔答弁〕合併特例債は市町村建設計画の中に記載された事業でなければ活用することができず、今後五年間で汚泥再生処理センターの建設事業や新庁舎建設事業に合併特例債を活用するので五年間の延長をするものである。

このほか、合併特例債の残額等について質疑がなされ、原案のとおり可決することに決定しました。

産業建設委員会

付託された議案八件を審査しました。

○第二号議案 農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員の定数を改めるとともに、新たに農地利用最適化推進委員の定数を定める必要があるため、この条例を制定しようとするもの。

〔質疑〕なぜ農業委員会の法律が改正されたのか。

〔答弁〕農業委員の選挙が実際に行われているのは約一割、また、約四割の農業委員が兼業農家となっておりという背景があり、今回の改正となった。今回の改正により、今まで任意業務であった農地の集約化や集積が農業委員の必須業務に位置づけられることになった。

また、農業委員が十九名、推進委員が十九名の合わせて三十八名となることにより、農地利用の最適化、担い手への集積や集約化、耕作放棄地の発生防止、解消等をより強力に進めるようになる。

このほか、農業委員の年代や性別の構成、農業委員会の独立性等について

質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第九号議案 島原市手数料条例の一部を改正する条例

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定及び住宅の増改築に係る長期優良住宅認定制度が創設されることに伴い、建築関係の手数料の整備を行うとともに、行政不服審査法の改正に伴い、新たな手数料を定めるため、この条例を改正しようとするもの。

〔質疑〕適合証の有無で手数料が違うようだが、そもそも適合証とは何なのか。

〔答弁〕適合証とは、技術的審査実施機関が長期優良住宅の技術的な基準に適合していると証明したものである。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十号議案 島原市実費弁償条例の一部を改正する条例

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするもの。

〔質疑〕車代や宿泊代はどのように算定するのか。

〔答弁〕規定により、車代は一キロ当たり三十七円で算定し、宿泊代は九千八百円となっている。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十一号議案 島原市宮土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするもの。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十五号議案 市道路線の廃止について

市道路線を廃止するため、道路法第十条第三項の規定により、議会の議決を経ようとするもの。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十八号議案 市道路線の認定について

市道路線を認定するため、道路法第八条第二項の規定により、議会の議決を経ようとするもの。

〔質疑〕新山原町線の整備区間はどうか。

〔答弁〕現在、原町の熊野神社の下から高島丁椿原線との交差点部分までが開通しているが、それから第二中学校の下を経由して安徳新山線と合流する交差点までが計画路線となっている。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第二十二号議案 平成二十八年度島原市温泉給湯事業特別会計予算

予算の総額を歳入歳出それぞれ九千三百三十三万八千円と定めるもの。

〔質疑〕ヒートポンプの導入と給湯管の布設がえに多額の事業費がかかるため、使用料収入をふやすために温泉利用者の拡大が必要だと議会でも言ってきたが、どのような状況なのか。

〔答弁〕給湯管の更新により配湯する温泉の温度が安定するため勧誘もしやすくなることから、町内会への文書の配布などを行いながら、積極的に利用者の拡大に努めている。また、古い配管のときに温泉の給湯を休止している方がいるので、そのような家を担当者が訪問しながら温泉給湯の再開のお願いをしている。

このほか、ありあけ荘での使用料の負担、温泉使用料の滞納等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第二十四号議案 平成二十八年度島原市水道事業会計予算

収益的収入の水道事業収益を七億六千三百四十七万四千円、支出の水道事業費用を七億九千九十八万五千円に、また、

資本的収入を七億五千六百三十二万三千円、資本的支出を十億三千六百二十一万円で定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額二億七千九百八十八万七千円は当年度分消費税資本的収支調整額六千九百九十九万五千円、過年度分損益勘定留保資金一億六千三百六十六万五千円、当年度分損益勘定留保資金一億千五百五十三万五千円で補てんする。

〔質疑〕簡易水道再編推進事業の現在の状況はどうか。

〔答弁〕平成二十一年度から二十五年で、有明地区の再編推進事業は完了し、平成二十六年四月一日に上水道事業に統合している。現在は、平成二十八年度までの予定で油掘長貫の簡易水道再編推進事業に取り組んでいる。また、平成二十九年度以降に安中地区の中木場簡易水道に取り組む予定である。

このほか、水道事業の予算の状況、水質問題等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。



教育厚生委員会

付託された議案四件を審査しました。

○第十八号議案 平成二十七年年度島原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）

七千三百九十五万円を増額し、予算の総額を八十七億四千六百九十九千円とするもの。

【質疑】国保事業は厳しい財政運営が続いているようだが、現状認識と今後の取り組みについてはどうか。

【答弁】国保事業は非常に苦しい現状であり、ここ数年は一般会計からの繰り入れで収支のバランスを取っている。今回の繰入金の減額については、当初予算では一般会計から約三億円の繰り入れを予定し、基金に積み立てをしていたが、実際には二億円程度の繰り入れで収支が取れる見込みとなったことから、繰入金を約一億円減額するものである。医療費の適正化には従来から取り組んでいるが、二十六年年度の決算では保険給付費が約十二年ぶりに減額となり、一億八千五百万円程度削減することができた。二十七年年度の決算見込みにおいても、二十六年度と同程度になるのではないかと考えている。市民

の皆さまにこれ以上の負担をかけないよう、今後も引き続き医療費の適正化に努めていきたい。

このほか、ジェネリック医薬品の利用状況、特定健診の受診率等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十九号議案 平成二十七年年度島原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）

三百九十四万九千円を増額し、予算の総額を五億七千九百九十五万四千円とするもの。

【質疑】保険料還付加算金三十二万円は、以前公表された後期高齢者医療保険料の算定誤りに伴うものということだが、今回の事案の経緯はどうなっているのか。

【答弁】後期高齢者医療制度は平成二十年四月から始まっているが、当時、市の電算業務を行う島原地域広域市町村圏組合が保険料算定のシステム構築を業者に依頼している。保険料は課税情報をもとに計算を行うが、プログラムの作成時に課税情報の適用の仕方に間違いがあったということで、一部の被保険者の保険料が本来より高い金額になっていたことが判明したため、今回、その分を還付するものである。システムの稼働に際し、プログラムを作成した業者と広域

圏組合によるチェック不足や、事業の運営主体である本市でも確認が不十分だったということで、多くの方に御迷惑をお掛けした。

このほか、還付金の対象者や還付の時期等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第二十一号議案 平成二十八年度島原市国民健康保険事業特別会計予算

予算の総額を歳入歳出それぞれ八十三億九千三十三万円とするもの。

【質疑】納税組合については、市として今後どのような方針で考えているのか。

【答弁】納税報償金については、行政評価委員会において期限を決めて廃止をするという答申が出されており、それを受けて内部でも検討を重ねてきている。現時点では二十八年度まで実施し、二十九年度から納税報償金を廃止する方向で考えている。

このほか、保険給付費の減額の理由、今後の国保財政の状況等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第二十三号議案 平成二十八年度島原市後期高齢者医療特別会計予算

予算の総額を歳入歳出それぞれ五億六千八百二十四万円とするもの。

【質疑】後期高齢者医療の被保険者数の推移と、広域連合への納付金が約七百五十万円の減額となった理由は何か。

【答弁】被保険者数の推計としては、平成二十八年度と平成二十七年年度を比較した場合、十人程度しか増えていない状況である。広域連合への納付金の減額については、軽減対象者が百八十五人増えたことが大きな要因となっている。

このほか、未収金の状況等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

予算審査特別委員会

付託された議案二件を審査しました。

○第十七号議案 平成二十七年年度島原市一般会計補正予算（第五号）

三億九千二百八千円を増額し、予算の総額を二百四十一億七千七百九十四万七千円とするもの。

【質疑】日本一の距離を超える共同観光プロジェクト事業について、



▲昨年行われたジオスプラッシュツアーのようす

水陸両用バスを使ったモニターツアーを行うということだが、今後の事業展開を考えた場合、採算性やこのバスを目当てに島原を訪れる観光客数の見込みについて危惧する部分もあるが、どのような計画を考えているのか。

〔答弁〕 昨年十二月にジオスプラッシュモニターツアーとして三日間実施し、三百八十五名の方に乗車いただいた。その中でアンケート結果や日本水陸両用車協会の事例などを勘案し、大人で二千五百円から三千円程度の料金設定を考えている。乗車率については土曜、日曜で三十％、平日は二十％で試

算している。約六カ月間の運行となるが、この期間でどれ位の採算性や商品価値があるのか、今回の実証実験の中で検討したい。

〔質疑〕 保険料の還付以外にも、病院で本人が支払う医療費負担の割合についてもミスがあっており、後期高齢の方に医療費負担分を追加請求する案件が発生している。市役所のミスが原因であり、本人には何の過失もないのに過去の医療費を追加請求されるという状況について、市としてどのような対応を考えているのか。

〔答弁〕 医療費の一割負担が三割負担に変わる部分について、電算システムにおいてミスがあり、結果として本来は三割負担だったものを一割しか頂いていなかったということである。顧問弁護士にも相談し、法律に基づいて対応していきたい。

このほか、地域創生加速化交付金事業、島原薬草「産学金官」連携プロジェクト事業、しまばら健康体操創作事業等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第二十号議案 平成二十八年度島原市一般会計予算

予算の総額を歳入歳出それぞれ二百三十八億六百万円と定めるもの。

〔質疑〕 公共施設等総合管理計画策定業務委託料が計上されているが、市の職員ではできないのか。

〔答弁〕 平成二十八年度中に、すべての道路、橋、水道、建物などのインフラ資産の固定資産台帳を作成し、財政状況や人口減少も考えながら、その台帳をもとに施設の更新や建て替え、統廃合などを計画していくため、専門的な業者に委託している。

〔質疑〕 臨時福祉給付金給付費はどのような内容なのか。

〔答弁〕 臨時福祉給付金給付費は、市民税非課税の低所得者で、市民税課税者の扶養になっていない方を対象とし、二十六年度、二十七年と実施しているが、二十八年度においては三千円を支給するものである。また、二十八年度は新たに年金生活者等支援臨時福祉給付金給付費として、低所得の高齢者に対して年間で三万円を支給するほか、低所得の障害基礎年金や遺族基礎年金の受給者に対して三万円を支給するものである。給付には申請が必要になるが、対象者の状況に応じて柔軟な対応をしていきたい。

〔質疑〕 平成二十六年度において、勤労者会館は百五十三万円の収入に對し、四百九十万円の出費がかかっている。建てられてから現在ま

での赤字額は幾らになるのか。早急に改善策に取り組むべきではなかったのか。

〔答弁〕 今後、市の公共施設の管理計画を策定するため、管理運営の方法や使用料などについて検討していきたい。

〔質疑〕 島原城跡公園管理経費の中に菖蒲園の管理業務委託料五百万円が計上されているが、以前から菖蒲園は廃止してどうかとの意見がある。現状をどのように考えているのか。

〔答弁〕 菖蒲は五月頃に開花し、島原城の風景にふさわしいものだと思うが、年間の管理に五百万円もかかっているため、今後は内容を見直すことも必要だと思っている。

このほか、新庁舎整備費、生活安定再建資金償還費、汚泥再生処理センター、雇用労力支援システム事業、観光宿泊支援事業、しまばらのご当地グルメグランプリ、船津地区高潮対策事業、空き家対策等事業費、島原藩深溝松平家墓所調査事業等について質疑がなされ、挙手採決の結果、原案を否決することに決定しました。

委員会行政調査報告

議会に設置されている3常任委員会及び議会運営委員会が、他市及び関係行政庁を訪問し行政調査を行いましたので、調査内容を報告いたします。

総務委員会・・・平成27年10月21日～23日

埼玉県所沢市、埼玉県北本市、衆議院第二議員会館

産業建設委員会・・・平成27年10月26日～29日

愛媛県内子町、徳島県三好市、香川県高松市

教育厚生委員会・・・平成27年11月9日～11日

神奈川県厚木市、千葉県柏市、東京都荒川区、参議院議員会館

議会運営委員会・・・平成27年11月18日～20日

京都府福知山市、京都府綾部市、奈良県奈良市

総務委員会

十月二十一日 埼玉県所沢市

●空き家対策について

所沢市では、空き家等の適正な管理に関し、市、市民、所有者等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、倒壊等の事故や犯罪等を未然に防止し、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的として、全国に先駆けて平成二十二年十月に「空き家等適正管理条例」を制定されています。

事務の流れは、相談やパトロール等による発見があり、まず、市が実態調査を行い、次に、市が所有者に対し適正管理についての助言や指導、勧告、命令を行います。それでも改善されない場合は、所有者の公表を行うとのことでした。なお、公表方法は、市の告示板やホームページへの掲載など考えていますが、今のところ公表となつた案件はないとのことでした。

相談内容は、樹木や雑草の繁茂が約8割を占め、その他、住宅の一部損壊による飛散、門扉等の無施錠による不審者等の立ち入りな

どがあるとのことでした。

樹木や雑草の繁茂などは所有者への指導等で解決する場合が多いとのことですが、スズメバチの巣があるなど、緊急を要するものについては行政で対応する場合もあるとのことでした。しかし、その場合に根拠となる法令等がないので、今後、条例において「危険排除の対応」の明確化を検討をしているとのことでした。

十月二十二日 埼玉県北本市

●庁舎建設について

北本市では、旧庁舎の老朽化による市民サービスへの支障等の理由から、平成二十四年十一月から平成二十七年三月までの継続事業で新庁舎を建設されています。

新庁舎は、コンセプトを「みどりに囲まれた市民をむすぶやさしい低層庁舎」とし、市民の利便性向上のため、文化センター、こどもプラザや中学校などの公共施設と機能的に連携されており、東日本大震災の経験から、「防災力」の向上を考慮して「防災・情報・文化拠点」と位置付けています。

新庁舎は、現地建て替え方式で、庁舎の延床面積九千五百九十三平方メートル、鉄骨造による耐震構

造、実質三階建の建物でありました。

総工費は、三十六億三千七百八十二万円で庁舎のみでは平米単価二十六万円と建設コストを抑えてありました。

建設コストの抑制として、シンブルでコンパクトなデザイン、鉄骨造の採用、免震装置を用いないで耐震構造としたこと、地下室をつくらない、実質三階建ての低層建物、仮庁舎をつくらず既存什器の一部転用などの工夫がなされていました。

十月二十三日 衆議院第二議員会館

●空き家対策について

空き家対策について、国土交通省の住環境整備室企画専門官から説明を受けました。

空き家は、基礎統計である住宅・土地統計調査（平成二十五年調査結果）によると、全国に約八百二十万戸あり、総住宅数の十三・五％となっている。なお、この調査の対象は住宅のみであり、店舗、工場や事務所などを含む空き家の統計資料はないとのことでした。

空き家の内訳は、不動産の在庫物件が半数以上で、残りが「一般的な空き家」となるが、一般的な



▲空き家対策について説明を受ける委員（衆議院会館）

空き家は、十年で一・五倍に増加しているとのことでした。

適正な管理が行われていない空き家等は、防災や防犯、ごみの不法投棄、衛生上や景観など問題が多岐にわたり、これらの問題解決のため、詳細まで議論され、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が議員立法により制定されたとの説明がありました。

施策の概要として、市町村は、空き家の所有者を特定するために情報報が利用可能となったこと、空き家等に関するデータベースの整備等を行う努力義務が規定され

ています。

倒壊の恐れや衛生上問題のある特定空家については、立入調査や指導、代執行まで行えるようになり、代執行を可能とすること、指導段階での抑止力の効果があるとのことでした。

実際の運用については、国土交通省と総務省からそれぞれ指針が示され、市町村が判断の参考となる基準や考え方を示しているとのことでした。

産業建設委員会

十月二十七日 愛媛県内子町

●生産者が中心となった道の駅の運営について

愛媛県内子町では、生産者が中心となった道の駅の運営について調査しました。

内子町では、農業の活性化のために、農産物のブランド化、農産物の地域内循環や農村女性の自立に中山間地農業の活路を見出そうと、昭和六十一年から「知的農村塾」の取り組みを始めていました。これが、つくるだけの農業から交流する農業への転換の始まりとなりました。

「からり」は、農産物直売所、レストラン、農産物加工工場、農村公園が一体となった施設であり、これらが連携し、集客力を高め、農業と地域の活性化が図られています。「株式会社フレッシュパークからり」が指定管理者となつて施設を運営しており、出資割合が内子町五十％、残りを多くの町民が出資している第三セクターです。

また、価格や数量を生産者が自由に決定できるため、自ら考えてマーケティングを行い、効率よく売る工夫をしなければならず、マーケティングのもととなる販売データは、POSシステムを通じて、売れる商品や価格帯、集客のピークの情報をリアルタイムで生産者へ提供し、商品の生産、販売方法等に役立てています。

また、生産者による「からり直売所出荷者運営協議会」を組織しており、生産者同士のルールづくりや商品の品質管理等を行っていました。協議会が直売所の魅力向上のため自発的に活動しているため、多様な取り組みが継続できているとのことでした。

利用者数は、平成九年度の年間二十万人から、平成二十年度には五十五万人となり、販売実績も平成九年度の二億円から、平成二十

年度には七億円に伸びていました。直売所の出荷者一人当たりの平均販売額も百十万円となっており、一千万円を超える出荷者も出てきているとのことでした。

十月二十八日 徳島県三好市

●空き家を活用した観光振興について

三好市では、地域で空き家となっている文化的価値の高い古民家を快適で魅力的な施設として提供するため、滞在型体験施設として再生しています。また、地域の歴史・伝統・文化を肌で感じられる体験プログラムを提供することで、観光客には実際に暮らしているような体験をしてみらうとともに、それらの保存、継承にもつなげていく事業を行っています。

平成二十年、二十一年に、空き古民家の調査、伝統文化や郷土料理の調査、それらの利活用方法の検討を行い、その調査結果をもとに、地域で空き家になっている文化的価値の高い古民家を、現代人にも快適で魅力的な滞在を提供するための滞在型体験施設として再生しています。

再生対象の空き家は、国の重要伝統的建造物群保存地区内の物件であるため、外観部分については

保存のガイドラインに沿った改修を行い、建物の内部については、古い趣は残しながらもエアコンや床暖房、IHなど最新のものを完備しています。

平成二十六年度は千四百五十四名が利用し、年間の平均稼働率は二十六・二％。また、地域別の利用者については、関東、関西が多く、海外からの利用者も十三・七％であることが特徴的で、今後の目標は平均稼働率を上げ、年間三千人の利用を目標にしているとのことでした。

消失の危機にある文化的価値の高い空き家を宿泊施設として再生することで、文化財や山村集落の景観を守ることができ、また、新規の来訪者により地域経済の活性化や新たな雇用を創出しています。

十月二十九日 香川県高松市

●高松丸亀町商店街の活性化について

高松市の丸亀町商店街では、「人が住み、人が集うまち」を目指して、高齢化社会にも対応した、やさしく住みよい町づくりに取り組んでいます。全長四百七十メートルの商店街を七つの街区に分け、各街区でコンセプトを設定し、特

徴を持たせながら、公園や福祉サービスなど、これまで商店街に不足していた機能を補っていく計画になっています。また居住人口を増やす試みとして、医療機関や温浴施設の上階に高齢者向けマンション等を建設しています。

丸亀町商店街の再開発で特徴的なことは、「再開発は土地問題」と考え、地権者の土地問題を解決するために、定期借地権を利用して土地の所有権と利用権を分離していることでした。地権者は共同出資会社の「高松丸亀町まちづくり株式会社」と定期借地権の設定を行うことにより土地を現物出資し、六十年間の土地の利用権を放棄し、新たな会社から得られる利益を地代として配当を受ける仕組みをつくっています。

定期借地権を利用した再開発事業では、土地の購入費が不要となり、その分総事業費を抑えられ初期投資額を削減できていました。

まちづくりの手法については、丸亀町をひとつのショッピングモールと考え、AからGの七つの街区に分け、それぞれの街区ごとにテーマを設けた街を形成していきます。また居住者を郊外から中心部に戻すために、医療機関が入居するビルの上層部に高齢者住宅を

配置しています。医療機関の上層部に住宅を配置していることにより、住宅が病室の機能も有するよう計画されていました。

このまちづくりの原点は、「歩いて暮らせる街」「自分たちが住みたい街」の実現を目指しており、今後百年間を見据えてまちづくりを進めていきました。



▲商店街の活性化について現地で説明を受ける委員（高松市）

教育厚生委員会

十一月九日 神奈川県厚木市

●学校給食の公会計化について

厚木市では、学校給食を市の事業と位置付けて、平成二十五年度から公会計による運営を行っています。

従来の私会計による問題点として、学校と給食センターで行っていた給食費の集金、食材の購入、支払いにおいて法的な管理者が明確でなかったことや、児童生徒が学校に現金を持参するため安全管理上の課題があったこと、毎月の集金や食材費の支出管理等の業務が学校現場の大きな負担となっていたことなどがありました。

公会計化によるメリットとして、予算、決算、監査という市の会計ルールに基づく管理運営を行うこととで会計上の透明性が向上したことや、給食費の徴収を口座振替にすることで集金による事故防止、教職員の事務軽減が図られています。

初期費用については、パソコン等の機器導入やシステム開発等で約千五百万円を要しており、運用開始後は機器賃借料として年間約

百六十万円がランニングコストとしてかかっています。

また、直接学校が給食費の徴収に関わらなくなったことによる未納増加が問題となってきたおり、学校と協力して新入学生を対象とした未納防止の指導が今後の課題であるとのことでした。

十一月十日 千葉県柏市

●長寿社会のまちづくり事業について

柏市は高度経済成長期に東京のベッドタウンとして急激に人口が増加したまちであり、今後、後期高齢者の増加が急速に進行することが予想されています。

昭和三十九年に日本住宅公団（現UR都市機構）が整備した豊四季台団地には、団塊の世代を中心に現在約六千人が居住していますが、この豊四季台団地の再生を超高齢化社会のモデルとするべく、柏市、東京大学、UR都市機構の三者が協定を結び、「いつまでも在宅で安心して生活できるまち（在宅医療の普及）」、「いつまでも元気で活躍できるまち（高齢者の生きがい就業の創成）」を二本柱として、地域包括ケアシステムの具現化に取り組んでいます。

団地中央部に整備された「柏地

域医療連携センター」は、市の医師会、歯科医師会、薬剤師会が共同で建設して市に寄贈された施設で、柏市における地域医療連携推進の中核拠点として機能しています。

これまでの取り組みによる成果として、在宅医療研修の修了者は三百人、在宅療養支援診療所は十五カ所から二十七カ所に、訪問看護ステーションは十二カ所から二十三カ所に増加しています。介護保険の運営主体である市が医師会と連携して呼びかけを行うことで、全ての多職種団体を網羅し、連携の枠組みを構築することができた



▲豊四季台団地の取り組みの説明を受ける委員（柏市）

とのこと。

十一月十一日 東京都荒川区

●長寿社会のまちづくり事業について

荒川区では、平成二十七年に策定した第六期荒川区高齢者プランの基本方針の一つに「自立を支える地域ぐるみの支援」を掲げ、「高齢者みまもりステーション運営事業」、「高齢者みまもりネットワーク事業」を重点事業に位置づけて取り組んでいます。

区内に八カ所ある地域包括支援センターに、地域みまもり活動の拠点として「高齢者みまもりステーション」を併設。社会福祉士等の資格をもつ専任職員を二名配置して、みまもりネットワークづくりの推進や相談、情報提供活動、協力団体との調整やコーディネートなどの業務を区の委託事業として行っています。ネットワークは民生委員、社会福祉協議会、警察・消防、町会・自治会による活動のほか、民間事業者による「配食見守りサービス」などの各種見守りサービスを提供しています。

みまもりネットワーク事業の対象となるのは、原則七十五歳以上の方で、事前に登録申請をされた方となります。申請者はみまもり

名簿に登録され、日常の安否確認などのほか、災害時には要援護者名簿として活用されます。登録者数は平成二十七年二月現在で約四千八百人であり、みまもりステーションでは積極的に町会・自治会の会合などに顔を出して周知活動に努めているということでありました。

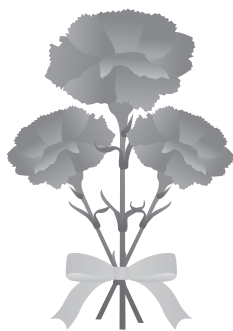
十一月十一日 参議院議員会館

●高齢者の地方移住政策について

現在、国で進められている日本版CCRC（高齢者の地方移住政策）について、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部審議官より説明を受けました。

CCRCとは、健康時から介護時まで継続的にケアを提供する高齢者施設として、アメリカで普及している制度です。今後、日本においては団塊世代の高齢化が進み、特に人口が集中する東京圏では七十五歳以上の後期高齢者人口が二〇二五年までの十年間で約百七十五万人増えることが予想されており、医療・介護サービスの受け皿不足が深刻な問題となることから、東京圏を中心とする高齢者の希望に応じて地方などへの移住を促進させるという政策です。政府では

地方創生の観点から、この日本版CCRCを「生涯活躍のまち」構想として推進するため、来年度から創設する新型交付金とあわせて制度化する方針で進められています。イメージとしては東京圏の高齢者を地方へ大移動させるようなものではなく、医療や介護が必要となる前に希望に応じて地方やまちなかへの移住を促進させ、働き手や地域の一員として生きがいを感じながら活躍できる環境をつくり、地域にオープンな多世代コミュニティの形成を目指していきたいとのことでした。



議会運営委員会

十一月十八日 京都府福知山市

●議会運営及び議会活性化の取り組みについて

福知山市では、平成二十四年十

二月定例会で議会基本条例を制定しています。

制定後の取り組みとして、情報公開の推進、市民参加の推進、議会の機能強化を柱としているとのことです。議会改革検討会議を平成二十五年五月に設置し、継続的に議会の活性化の取り組みを行うこととし、会議の主な取り組みとしては、条例改正の作成、常任委員会のあり方を検討し名称と所管事項の再編、自由討議を実施するための要領を作成、災害発生時の議会対応要領の作成をしているとのことでした。

また、議会における役職選出については議長及び副議長、各委員会の委員長及び副委員長、議会議長の監査委員を立候補制とし、所信表明を行うとのことでした。

公開の原則としては、平成二十五年十月から予算、決算審査委員会、常任委員会、請願審査、所信表明会のライブ中継、録画配信を行っています。議案賛否の公表としては、議員別議案賛否一覧表を賛否が分かれた議案のみ議会だよりと市議会ホームページに掲載しているとのことでした。

また、反問権については、質問内容の確認のみで、実際に使われたことはないとのことでした。

十一月十九日 京都府綾部市

●議会運営及び議会活性化の取り組みについて

綾部市では、一般質問は質問時間を三十分以内とし、一問一答制を導入して「一問一答」か「一回目一括、二回目以降一問一答」の選択制としており、ほとんどの議員が一問一答制でされているとのことでした。常任委員会は、総務教育建設常任委員会、産業厚生環境常任委員会に加え、議員全員による予算決算委員会も常任委員会として三委員会となっています。ま



▲議会運営・活性化について説明を受ける委員（福知山市）

た予算と決算の審査は、全員審査方式で分科会方式をとっていないとのことでした。

議会報告会は、平成二十三年度から自治会連合会単位の十二カ所を実施されています。平成二十七年度は二百十六人の参加があったとのことでした。

反問権については、平成二十四年十月に一部改正を行い、「市長は、本会議及び委員会において、論点を明確化し論議を深める目的で、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる」としています。

実績としては、平成二十四年十二月定例会の一般質問などで三回、市長が反問したとのことでした。

十一月二十日 奈良県奈良市

●議会運営及び議会活性化の取り組みについて

奈良市では、一般質問は、一問一答制を平成二十五年六月定例会から導入し、「一括質問一括答弁」と「一問一答」の選択制としています。

常任委員会は、総務委員会、観光文教委員会、厚生消防委員会、市民環境委員会、建設企業委員会及び予算決算委員会の六委員会

構成されています。予算決算委員会は、平成二十四年九月定例会から常任委員会とし分科会方式を採用しているとのことです。

議会基本条例については、平成二十五年三月定例会で制定しています。

議会報告会については、平成二十六年五月に初めて議会報告会を実施し、平成二十七年は五月に行い、約六十名の参加があったとのことで、今後の実施について検証を行うとのことです。

また、平成二十五年六月定例会から正副議長選挙において立候補制を導入しています。

反問権については、委員会は平成二十五年四月から、本会議は平成二十五年六月から試行実施され、現在まで実例はないとのことです。

情報通信機器の議場や委員会室への持ち込みについては、平成二十四年十二月定例会から試行し、現在も試行中であるとのことです。



平成二十八年三月 定例会の概要

平成二十八年三月定例会は、三月二日に開会し、二十三日まで二十二日間の会期で開きました。

定例会初日の二日には、市長の施政方針説明、市長から提出された議案の上程、説明が行われた後、各委員長が行政調査の報告を行いました。

四日から九日には、十二名の議員が一般質問を行い、九日の一般質問終了後には市長提出の議案に対する質疑を行った後、各議案を委員会へ付託しました。

十日、十一日、十四日及び十六日には、各常任委員会及び予算審査特別委員会を開き、付託された議案の審査を行いました。

最終日の二十三日には、各常任委員長、予算審査特別委員長の委員会審査結果報告を受け、各委員長報告に対する質疑、討論、採決を行いました。

平成二十八年年度島原市一般会計予算では、本市の厳しい財政状況の中、行財政の見直しと経費削減を行う必要があるため、島原城の菖蒲園やグルメグランプリ事業など、総額八百十五万円を減額する修正動議が提出され可決しました。

市長提出の議案は二十三議案を可決、一議案を修正可決し、固定資産評価審査委員会委員については、本多善一郎氏、本田裕章氏、菅崎盛秋氏にそれぞれ同意しました。また、委員会提出議案の「島原市議会会議規則の一部を改正する規則」「無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書」を可決し、閉会しました。

会期日程

三月

二日(水)	本会議	議案上程、説明
三日(木)	休会	議案調査
四日(金)	本会議	一般質問(四名)
五日(土)	休会	
六日(日)	休会	
七日(月)	本会議	一般質問(三名)
八日(火)	本会議	一般質問(三名)
九日(水)	本会議	一般質問(二名)、議案質疑、委員会付託
十日(木)	委員会	付託案件審査(総務委員会)
十一日(金)	委員会	付託案件審査(産業建設委員会)
十二日(土)	休会	
十三日(日)	休会	
十四日(月)	委員会	付託案件審査(教育厚生委員会)
十五日(火)	休会	議事整理
十六日(水)	委員会	付託案件審査(予算審査特別委員会)
十七日(木)	休会	議事整理
十八日(金)	休会	議事整理
十九日(土)	休会	
二十日(日)	休会	
二十一日(月)	休会	
二十二日(火)	休会	議事整理
二十三日(水)	本会議	委員会審査報告、議案上程、説明、質疑、表決

3 月 定 例 会 付 議 事 件		
事 件 名		
常任委員会の閉会中の継続調査報告について		調査終了
議会運営委員会の閉会中の継続調査の報告について		調査終了
第 1 号議案 島原市行政不服審査会条例		原案可決
第 2 号議案 島原市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例		原案可決
第 3 号議案 島原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例		原案可決
第 4 号議案 市長及び副市長の給与に関する条例及び島原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例		原案可決 原案可決
第 5 号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例		原案可決
第 6 号議案 島原市行政手続条例の一部を改正する条例		原案可決
第 7 号議案 島原市情報公開条例の一部を改正する条例		原案可決
第 8 号議案 島原市個人情報情報の保護に関する条例の一部を改正する条例		原案可決
第 9 号議案 島原市手数料条例の一部を改正する条例		原案可決
第10号議案 島原市実費弁償条例の一部を改正する条例		原案可決
第11号議案 島原市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例		原案可決
第12号議案 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について		原案可決
第13号議案 島原市過疎地域自立促進計画の策定について		原案可決
第14号議案 市町村建設計画の変更について		原案可決
第15号議案 市道路線の廃止について		原案可決
第16号議案 市道路線の認定について		原案可決
第17号議案 平成27年度島原市一般会計補正予算（第5号）		原案可決
第18号議案 平成27年度島原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）		原案可決
第19号議案 平成27年度島原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）		原案可決
第20号議案 平成28年度島原市一般会計予算		修正可決
第21号議案 平成28年度島原市国民健康保険事業特別会計予算		原案可決
第22号議案 平成28年度島原市温泉給湯事業特別会計予算		原案可決
第23号議案 平成28年度島原市後期高齢者医療特別会計予算		原案可決
第24号議案 平成28年度島原市水道事業会計予算		原案可決
第25号議案 島原市固定資産評価審査委員会委員の選任について（本多善一郎氏）		同 意
第26号議案 島原市固定資産評価審査委員会委員の選任について（本田裕章氏）		同 意
第27号議案 島原市固定資産評価審査委員会委員の選任について（菅崎盛秋氏）		同 意
委第1号議案 島原市議会会議規則の一部を改正する規則		原案可決
委第2号議案 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書について		原案可決
常任委員会の閉会中の継続調査について		継続調査
議会運営委員会の閉会中の継続調査について		継続調査

編集後記

平成二十八年度の最初の議会報告をお届けします。
本年四月一日は、佐世保市が県内二番目の中核市に移行し、県から事務権限が移され、独自の行政サービスが展開できるようになりました。
当市の平成二十八年度当初予算は、修正可決されました。三月定例会では限りある財源をどこに重点を置いて生かすのか活発な議論が交わされました。自治体との連携と競争にさらされる中、仕事をつくり、子育ての希望をかなえ、安心して住める環境整備に議会としても取り組んでまいります。
議会に対する市民皆様のご意見等をお寄せください。

議会だより編集委員会
委員長 北浦 守金
副委員長 林田 勉
委員 楠 晋典
委員 濱崎 清志
委員 本田 順也
委員 中川 忠則
委員 馬渡 光春

議会だより編集委員会は議会運営委員のほか、定例会ごとの会議録署名議員で構成されています。